

施設利用に係る感染防止対策

(R5. 3. 13 適用)

施設名：はしま観光交流センター

担当課 商工観光課

密集対策	<ul style="list-style-type: none">・利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）・休憩所での飲食は、黙食を条件に可とする。・行列の適切な間隔確保 会計時等における床サイン等を実施。・入館制限 混雑時の入館制限 コントロール。・入館時の健康確認 発熱がある方その他風邪等の症状がある方は入館を控えていただく。途中で体調が悪くなった場合は、直ちにスタッフへ申し出させる。 【スタッフ】時間、場所を分散した休憩、食事等の徹底。基礎疾患を有するスタッフの配置に関する配慮。
密閉対策	<ul style="list-style-type: none">・頻繁な換気 ドアの常時開放、換気扇の常時稼働など。
密接対策	<ul style="list-style-type: none">・「岐阜県におけるマスクの着用の考え方について」を踏まえ、利用者個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。ただし、スタッフは当面の間、マスクを着用する。・対面場所の遮断措置 レジ付近等は透明ビニールカーテンで遮断。トレイ等を使って金銭を授受。
衛生対策	<ul style="list-style-type: none">・入口等での手指消毒等 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。スタッフおよび入館者の手指消毒の徹底。・徹底した清掃・消毒 トイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃 消毒を徹底。（アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウム水溶液など）・毎日、スタッフの健康チェック（必要に応じ検温） 体調不良者（家族も含む）の場合は必ず休養。3密などのリスクがある場所への移動は、感染防止対策を徹底。